

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の十七第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五章 雑則（第十四条・第二十七条）」を
「第五章 廃棄物が地下にある土地の形質の変更」
第六章 雑則（第十四条・第二十七条）」

第十三条の二）
に改める。

第五章を第六章とし、第四章の次に次の一章を加える。

第五章 廃棄物が地下にある土地の形質の変更

（指定区域として指定する廃棄物が地下にある土地）

第十三条の二 法第十五条の十七第一項の政令で定める土地は、次のとおりとする。

一 法第九条第五項（法第九条の三第十項において読み替えて準用する場合を含む。）の確認を受けて廃止された一般廃棄物の最終処分場又は法第十五条の二の五第三項において読み替えて準用する法第九条第五項の確認を受けて廃止された産業廃棄物の最終処分場に係る埋立地

二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成九年法律第八十五号）第二条の規定による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条第三項（同法第九条の三第六項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による廃止の届出があつた一般廃棄物の最終処分場又は同法第十五条の二第三項において読み替えて準用する同法第九条第三項の規定による廃止の届出があつた産業廃棄物の最終処分場に係る埋立地

三 一般廃棄物又は産業廃棄物の埋立地であつて、次のいずれかに該当するもの（前二号に掲げるものを除く。）

イ 継続的に又は反復して埋立処分が行われた埋立地であつて環境省令で定めるもの

ロ 環境省令で定める生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置が講じられた

もの

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十七年四月一日から施行する。

(宅地建物取引業法施行令の一部改正)

第二条 宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中第三十一号を第三十二号とし、第三十号の次に次の一号を加える。

三十一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）第十五条の十九第一項から第三項まで

（地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う特別区の事務等に関する経過措置に関する政令の一部改正）

第三条 地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う特別区の事務等に関する経過措置に関する政令（平成六年政令第二百二十二号）の一部を次のように改正する。

第四号中「第十五条の四」の下に「、第十五条の十七第一項、第二項、第四項及び第五項、第十五条の

十八第一項及び第三項、第十五条の十九」を加え、「第十九条の十第一項」を「第十九条の十、第十九条の十一第一項」に改める。